

令和7年稲敷市農業委員会第1回総会

〔1月10日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 4 報告第3号 農地法第5条（届出）について
日程 5 報告第4号 農地法第18条（通知）
日程 6 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 7 議案第2号 農地法第5条（知事）
日程 8 議案第3号 現況証明（農委処分）
日程 9 議案第4号 非農地判断について
日程10 議案第5号 農地改良協議に対する同意について
日程11 議案第6号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
日程12 議案第7号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
日程13 議案第8号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 報告第4号
日程 6 議案第1号
日程 7 議案第2号
日程 8 議案第3号
日程 9 議案第4号
日程10 議案第5号
日程11 議案第6号
日程12 議案第7号
日程13 議案第8号
-

出席委員

1番	吉田武君	11番	墳本典勇君
2番	篠崎文夫君	12番	遠藤一行君
3番	黒澤克巳君	13番	足立久美子君

4番	山口 幸一 君	14番	内田 和 新 君
5番	永野 修 君	15番	山口 和 彦 君
6番	宮本 信 夫 君	16番	飯塚 治 正 君
8番	村松 清 美 君	17番	坂本 富 男 君
9番	坂本 和 夫 君	18番	川島 昇 君
10番	村山 文 雄 君	19番	根本 脩 君

欠席委員

7番 篠崎 惣 壽 君

出席説明員

農業委員会事務局長	中島 臣 哉 君
農業委員会事務局長補佐	宮本 祐 司 君
農業委員会事務局係長	坂本 証 君
農業委員会事務局主査	久保田 健 夫 君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和7年1月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は18名です。欠席委員は、7番篠崎惣壽委員の1名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん10名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は4番山口幸一委員、5番永野修委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」について報告いたします。議案書1ページから3ページまでの6件でございます。

農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届け出6件でございます。この届出は、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書4ページから11ページまでの13件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第5条（届出）について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第5条（届出）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第5条（届出）」について報告いたします。

議案書12ページでございます。農地法第5条第1項第6号の規定に基づく、市街化区域内の権利移動を伴う農地転用のための届け出2件でございます。申請番号1番、柴崎字一盃城、畑1筆、375㎡について、受人が自己住宅用地として利用するものです。申請番号2番、江戸崎字金上台、畑1筆、488㎡について、受人が自己住宅用地として利用するものであります。よろしくご承認をお願いいたし

ます。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしく願いいたします。

日程5 報告第4号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第4号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第4号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書13ページから21ページまでの13件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号1番から4番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号5番から13番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしく願いいたします。

日程6 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。なお、申請番号12番につきましては、関連する案件がありますので、議案第2号で一括して審議いたします。申請番号1番から11番について、事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局長（久保田健夫君） 22ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」

売買による所有権移転8件、贈与による所有権移転1件、賃貸借権の設定1件、使用貸借権の設定1件でございます。

申請番号1番 江戸崎字大町下、田2筆、1, 442㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため賃貸借権の設定をするものであります。

申請番号2番 浮島字妙岐、田3筆、2, 994㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号3番 浮島字妙岐、田4筆、5, 447㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号4番 浮島字後九良辺、他6地区、田3筆、畑11筆、15, 303㎡についてでございますが、受人が母親から受贈するものでございます。

申請番号5番 東大沼字小沼、田2筆、9, 144㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号6番 西代字東田、田1筆、1, 064㎡についてでございますが、受人が自作地に隣接し耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号7番 桑山字境町、田2筆、4, 497.49㎡についてでございますが、受人が使用貸借権を更新するものでございます。

申請番号8番 清久島字清久島、田2筆、2, 092㎡についてでございますが、受人が自作地に隣接し耕作便利のため譲り受けるものでございます。

申請番号9番 上根本字八寸堀、他3地区、田15筆、14, 883㎡

申請番号10番 町田字新利根添、他1地区、田2筆、5, 494㎡

申請番号11番 堀川字草切、他1地区、田3筆、畑1筆、6, 770㎡についてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により、それぞれ受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番から4番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3番(黒澤克巳君) 3番黒澤です。申請番号1番について、報告いたします。

1月5日に小貫推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にレンコンを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、耕運機3台、ポンプ10台を所有しております。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続いて申請番号2番について報告いたします。

1月5日に宮本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、トラック2台を所有しております。農作業従事日数は200日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続いて申請番号3番について報告いたします。

1月5日に宮本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター4台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機4台を所有しております。農作業従事日数は300日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続いて申請番号4番について報告いたします。

1月5日に小貫推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、ジャガイモを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は200日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号5番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口和彦君） 15番山口です。申請番号5番について報告いたします。

1月5日に中沢推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、トラック2台を所有しております。農作業従事日数は300日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9番（坂本和夫君） 9番坂本です。申請番号6番について、報告いたします。

1月4日に坂本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻とナスを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック2台を所有しております。農作業従事日数は300日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号7番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。申請番号7番について、報告いたします。

1月7日に木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。この案件は使用貸借権の更新です。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台、トラック2台を所有しております。農作業従事日数250日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号8番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○14番（内田和新君） 14番内田です。申請番号8番について、報告いたします。

1月4日に木内推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、耕運機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数150日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号9番から11番につきましては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業の売買のため、調査報告は省略いたします。これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」申請番号1番から11番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程7 議案第2号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。申請番号11番につきましては、のちほど一括で審議いたしますので、申請番号1番から10番について事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 26ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 佐倉字佐倉原、畑1筆、1,169㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域内で市街化区域に近接した小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電用地、605Wパネル124枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号2番 佐倉字佐倉原、畑1筆、1,663㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域内で市街化区域に近接した小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電用地、605Wパネル124枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号3番 江戸崎字新山、畑1筆、1,748㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域内で市街化区域に近接した小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電用地、585Wパネル168枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号4番 町田字稲子田、畑1筆、462㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域除外済みの第1種農地と判断いたしました。申請人は、現在実家で生活しておりますが、夫婦で独立した住宅を建築するものでございます。転用計画は、木造平屋建、86.91㎡の自己住宅を建築し、取水は水道、汚水・雑排水は公共下水へ放流する計画です。なお、申請地は第1種農地でございますが、農地法施行規則第33条第1項第4号、住宅等の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

申請番号5番 市崎字やの町、畑3筆、951㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル144枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号6番 月出里字北根、畑2筆、1,026㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル176枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号7番 蒲ヶ山字原山、畑1筆、1,816㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。480Wパネル202枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号8番 月出里字花指、畑2筆、1,300㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。595Wパネル162枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号9番 桑山字浦向、田1筆、1,008㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域内の第1種農地と判断いたしました。事業者は市内に事業所を有し建設業を営む法人で、県道江戸崎下総線、道路改良工事の請負に伴い、一時的な仮設事務所や資材置場が必要であり、工事現場より近隣の申請地を資材置場として使用していたため、今回は正追認の申請に及んだものであり、始末書も提出されております。一時転用期間は、令和7年3月15日までの期間で、農地への復元につきましても計画され、農地復元工程表が提出されております。

申請番号10番 阿波崎字石地蔵前、畑2筆、1,228㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル176枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

これで、議案第2号申請番号1番から10番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番から3番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。

申請番号1番から3番について、去る7日、清原推進委員と坂本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番、5番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口和彦君） 15番山口です。

申請番号4番、5番について、去る7日、中沢推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、4番については自己住宅用地として、5番については太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしまし

たが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番から9番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。

申請番号6番から9番について、去る7日、古渡推進委員、木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、6番から8番については太陽光発電施設用地として、9番については一時的に資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号10番について、わたくし根本より報告いたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。申請番号10番について、去る7日、黒田推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第5条（知事）」申請番号1番から10番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号 申請番号12番、議案第2号 申請番号11番について、いずれも所在と申請人が同一の営農型太陽光発電施設設置のための申請でありますので、一括議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 25ページをお開き願います。

議案第1号 申請番号12番 桑山字境町、田2筆、1,448㎡についてですが、農地法第3条、営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定でございまして。次に28ページをお開き願います。

議案第2号 申請番号11番 桑山字境町、田2筆についてですが、営農型太陽光発電施設として3年前に許可を受け、下部農地で水稻を栽培し、パネル設置のための支柱部分を一時的に転用していたものの期間満了により再申請するものでございまして。転用期間は、令和10年1月9日までの3年間で、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上、議案第1号 申請番号12番及び議案第2号 申請番号11番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。議案第1号 申請番号12番、議案第2号 申請番号11番について、埴本委員より報告をお願いいたします。

○11番（埴本典勇君） 11番埴本です。

議案第1号、申請番号12番および議案第2号、申請番号11番の営農型太陽光発電について、去る7日、木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
内田和新君。

○14番（内田和新君） 農地に太陽光パネルを設置すると、夏場の防除でドローンの飛行に非常に不安定な状態になると聞いておりました。申請人に対して、設置する際には周辺の耕作者に十分に説明してくださいと伝えてありますが、そのへんは事務局で聞いておりますでしょうか。

○農業委員会事務局（中島臣哉君）

今回の申請時にはそのような話しは伺っておりません。今回は更新となりますが、ドローンへの影響が不明な状態では更新を拒否することはできないと考えております。

○14番（内田和新君） そのような話しがあるということを皆さんに認識してもらえればと考えます。

○議長（根本 脩君） よろしいでしょうか。その他にありますでしょうか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、申請番号12番、議案第2号、申請番号11番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程8 議案第3号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 30ページをお開き願います。

議案第3号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付8件でございます。

申請番号1番 上根本字宮脇、畑1筆、831㎡

申請番号2番 上根本字宿畑、他1地区、畑2筆、1,392㎡

申請番号3番 下根本字竜貝、畑1筆、1,482㎡

申請番号4番 桑山字原、畑1筆、1,245㎡

申請番号5番 古渡字寺台、畑1筆、1,328㎡

申請番号6番 古渡字寺台、畑1筆、988㎡

申請番号7番 古渡字寺台、畑3筆、1,374㎡についてですが、いずれも耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号8番 阿波崎字原山、畑1筆、297㎡についてですが、20年以上前より宅地の進入路として使用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番から3番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○4番（山口幸一君） 4番山口です。申請番号1番から3番について、去る7日、遠藤委員と油原推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。申請番号4番について、去る7日、宮本委員と藤巻推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番から7番について、永野委員より報告をお願いいたします。

○5番（永野 修君） 5番永野です。

申請番号5番から7番について、去る7日、吉田委員と鈴木推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号8番について、わたくし根本より報告いたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。

申請番号8番について、去る7日、山口委員と黒田推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果、20年以上前から宅地の進入路として利用しており、国土地理院発行の

航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明(農委処分)」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程9 議案第4号 非農地判断について

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第4号「非農地判断について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査(久保田健夫君) 31ページをお開き願います。

議案第4号「非農地判断について」でございます。こちらは、農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、再生利用が困難な農地と判断された農地のうち、畑2筆、1,049㎡について、総会で議決が得られれば非農地とし農地台帳から除外し、非農地通知を発出するものです。お手元にあります議案第4号非農地判断について、報告書1ページから4ページをお開き願います。

申請番号1番 蒲ヶ山字辺田台、畑1筆、854㎡についてですが、農業振興地域内農用地外、土地改良区域外となっており、耕作に供されず竹等が繁茂している状況です。続きまして、報告書の5ページから8ページをお開き願います。

申請番号2番 蒲ヶ山字辺田台、畑1筆、195㎡についてですが、農業振興地域内農用地外、土地改良区域外となっており、耕作に供されず竹等が繁茂している状況です。9ページをお開き願います。こちらは、発出予定の非農地通知となります。説明後議決を得られれば、ご覧いただいております非農地通知書を所有者へ送付したいと考えております。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

墳本典勇君。

○11番(墳本典勇君) これは誰が非農地の判断をしたものですか。もし、所有者が非農地としないとなったらどうなるんですか。

○農業委員会事務局主査(久保田健夫君)

まず、当該地を抽出した経緯としましては、農業委員さん、推進委員さんに行っていただきました利用状況調査のなかで再生利用が困難な農地として判断されたものから今回は2筆を選定させていただき

ました。所有者からそのような申出があれば、農地としてきちんと管理をしていただくよう説明させていただきます。

○11番（墳本典勇君）その指導をするのは、農業委員か事務局か。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

農業委員会から非農地判断通知として発出しますので、所有者から異議がありましたら農地として適切に管理していただくよう指導することになるかと思えます。非農地判断する農地は利用状況調査の結果をもとに選定しております。もし所有者が農業委員さんや推進委員さんの方へ直接ありましたら適宜ご対応していただきたいと思えます。対応が困難な時は、事務局にご連絡いただきたいと思えます。

山口和彦君。

○15番（山口和彦君）

3ページの地番図で今回判断した農地の周辺はどのような状況でしょうか。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君）

竹等が繁茂している農地やきちんと管理されている栗林があるような状況です。

○15番（山口和彦君）

私の意見ですけど、きちんと営農している農地の隣を非農地と判断することがいかななものかと思いましたが質問させていただきました。

○議長（根本 脩君）よろしいでしょうか。その他にありますでしょうか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「非農地判断について」を採決いたします。本案は、事務局説明のとおり非農地通知を発行することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は事務局説明のとおり非農地通知を発行することに決定いたしました。

日程10 議案第5号 農地改良協議に対する同意について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 29ページをお開き願います。

議案第5号「農地改良協議に対する同意について」でございます。

申請番号1番 高田字沖ノ下、田1筆、435㎡についてでございますが、湿田解消の為の農地改良協議でございます。埋め立てに用いる土、125㎡は、市内の山砂を購入し、市内の業者に作業を依頼し、2トン車10回分を申請地に約25cm埋め立てる計画で、埋め立て後は水稻を耕作する計画です。廃棄物対策室との協議も了しております。以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。申請番号1番について、去る7日、宮本信夫委員と推進委員の宮本宏美委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、事務局の説明通りで間違いなく、低くなっている農地に購入いた土を入れ、湿田を解消するものであり、問題ないと思われます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「農地改良協議に対する同意について」を採決いたします。本案は、申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり同意することに決定いたしました。

日程11 議案第6号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 33ページをお開き願います。

議案第6号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規設定が、12件、43筆、80,339㎡、再設定が、13件、58筆、134,377㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程 1 2 議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 49 ページをお開き願います。

議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

今回は、19 件、75 筆、185, 272 m²についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程 1 3 議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 8 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を議題といたします。なお、申請番号 6 番につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づく議事参与の制限に、山口和彦委員が該当いたしますので、15 番山口和彦委員の退室を求めます。

（山口和彦委員退室）

それでは、事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 59 ページをお開き願います。

議案第 8 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」についてでございます。農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

再転貸が 8 件、28 筆、55, 576 m²の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第8号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。それでは、15番山口和彦委員の入室を認めます。

（山口和彦委員入室）

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和7年1月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後3時10分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

4 番 委 員 山 口 幸 一

5 番 委 員 永 野 修